



発行 新潟県

第66号

令和4年8月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 914 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)
- 915 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 916 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 917 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 918 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 919 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 920 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 921 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 922 公共測量の実施通知(監理課)
- 923 公共測量の実施通知(監理課)
- 924 公共測量の実施通知(監理課)
- 925 公共測量の実施通知(監理課)
- 926 公共測量の実施通知(監理課)
- 927 公共測量の実施通知(監理課)
- 928 公共測量の実施通知(監理課)
- 929 公共測量の実施通知(監理課)
- 930 公共測量の実施通知(監理課)
- 931 道路の区域変更(道路管理課)
- 932 道路の供用開始(道路管理課)
- 933 道路の区域変更(道路管理課)
- 934 道路の供用開始(道路管理課)
- 935 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 936 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 937 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 938 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)

## 公 告

- 一般競争入札の実施(教育庁総務課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

## 選挙管理委員会規程

- 13 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

## 選挙管理委員会告示

- 97 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 98 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 99 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 100 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨(選挙管理委員会)
- 101 政治資金規正法による資金管理団体の届出(選挙管理委員会)
- 102 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)

103 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果報告公表（監査委員事務局）

正 誤

令和4年7月29日付け県報第57号主要目次及び本文中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第914号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン（通称名：LSZ、LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- $\alpha$ -PVP、MFPVP）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年8月31日

◎新潟県告示第915号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションひまわり	新潟県上越市木田1丁目13番16号シャルムハウス1階	合同会社心つなぐ手	令和4年8月1日

◎新潟県告示第916号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ひだまりケアセンター訪問介護事業所	新潟県阿賀野市岡山町5番15号	株式会社三愛	訪問介護	令和4年6月20日	令和4年7月31日

ショートステイ 清川	新潟県東蒲原郡 阿賀町京ノ瀬966 番地1	社会福祉法人大 形福祉会	短期入所生活介護  介護予防短期入所 生活介護	令和3年12月 10日	令和4年1 月31日
---------------	-----------------------------	-----------------	----------------------------------	----------------	---------------

## ◎新潟県告示第917号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
さくら心の訪問看護ステーション	長岡市亀貝町1719番地1	精神通院医療	令和4年9月1日

## ◎新潟県告示第918号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	笹平ハヘシリ470番2ほか17筆 1.9ha
関川村	1者	小見171番1ほか3筆 0.5ha
新発田市	14者	東新町3丁目257番1ほか519筆 33.9ha
阿賀野市	1者	里金田野地1332番1ほか43筆 5.6ha
聖籠町	1者	諏訪山苔沼1689番9ほか6筆 0.9ha
新潟市	6者	秋葉区大鹿前田846番1ほか30筆 1.5ha
阿賀町	1者	鹿瀬道海4805番ほか2筆 0.4ha
三条市	1者	帯織甲号1184番1ほか6筆 1.3ha
燕市	15者	小池下通3253番ほか86筆 11.3ha
弥彦村	3者	田中新田地蔵平67番ほか5筆 0.6ha
長岡市	4者	浦地原田10408番ほか168筆 13.7ha
小千谷市	1者	片貝町中平9578番1ほか1筆 0.3ha
出雲崎町	4者	市野坪欠ノ下55番1ほか144筆 4.4ha
魚沼市	2者	並柳1377番ほか5筆 0.4ha
南魚沼市	1者	樺野沢1906番 0.4ha
十日町市	1者	伊達甲3048番 0.1ha
上越市	13者	安塚区松崎桜立503番ほか190筆 19.3ha
妙高市	1者	坂口新田781番ほか11筆 2.0ha
糸魚川市	4者	中川原新田3186番1ほか13筆 1.9ha
佐渡市	18者	梅津鷺野2544番ほか63筆 10.1ha
合 計	94者	1,332筆 110.6ha

## 2 認可年月日

令和4年8月30日

## ◎新潟県告示第919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営西中新井田地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次

のとおり縦覧に供する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和4年8月31日から令和4年9月29日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新発田市役所地域整備庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第920号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市中之島土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年8月30日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任  
理事 長岡市中之島中条甲 630 番地 樋山 義一  
就任年月日 令和4年8月10日

---

◎新潟県告示第921号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第19項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営飯室地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
緊急耐震工事変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和4年8月31日から令和4年9月29日まで
- 3 縦覧に供する場所  
上越市役所及び浦川原区総合事務所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第922号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業本条地区確定測量)
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市大字本条地内

---

◎新潟県告示第923号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業長嶺地区確定測量)
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市西山町長嶺地内

---

◎新潟県告示第924号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業姿地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和4年8月10日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県十日町市姿地内

---

◎新潟県告示第925号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業城之古新開地区(全換地区)確定測量)
  - 2 作業期間 令和4年8月10日から令和5年2月28日まで
  - 3 作業地域 新潟県十日町市城之古新開地内
-

**◎新潟県告示第926号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
  - 2 作業期間 令和4年7月20日から令和5年2月28日まで
  - 3 作業地域 新潟県上越市全域
- 

**◎新潟県告示第927号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 虎丸地区（全換地区）確定測量）
  - 2 作業期間 令和4年7月19日から令和5年3月10日まで
  - 3 作業地域 新潟県新発田市虎丸ほか地内
- 

**◎新潟県告示第928号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（水準測量及び数値図化）
  - 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年1月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県小千谷市真人町地内
- 

**◎新潟県告示第929号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間 令和4年7月25日から令和4年12月14日まで
  - 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字中束地内
- 

**◎新潟県告示第930号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
  - 2 作業期間 令和4年7月19日から令和5年1月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県長岡市内
- 

**◎新潟県告示第931号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

---

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字上郷大井平409番3から 同郡同町大字芦ヶ崎乙1485番まで	新	(A) 18.2~66.0メートル	1,250.0メートル
		(B) 12.7~103.8メートル	1,154.8メートル
	旧	18.2~70.1メートル	1,246.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字上郷大井平409番3から同郡同町大字芦ヶ崎乙1485番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月30日

◎新潟県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市真更川字古屋237番3から 同市真更川字沢330番1まで	新	5.2~35.2メートル	99.9メートル
	旧	(A) 5.2~14.4メートル	99.8メートル
		(B) 6.0~17.2メートル	188.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市真更川字古屋237番3から同市真更川字沢330番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月30日

◎新潟県告示第935号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月15日新潟県告示第370号）を次のとおり解除する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第936号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成30年12月28日新潟県告示第1423号）の指定を解除する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第937号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦



覧に供する。)

### ◎新潟県告示第938号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
道上地区	長岡市与板町山沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワークシステム構築業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年8月30日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
新潟県教育情報ネットワークシステム構築業務委託
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和5年1月10日（火）まで
- (4) 業務実施場所  
入札説明書による。

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 令和4年8月30日（火）から令和4年9月22日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで。
- (2) 交付場所 新潟県教育庁総務課企画係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

#### 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年10月11日（火） 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規

定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (8) 自治体（県外も可）向けのITシステム構築・運用業務について締結した契約において、平成29年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）ISO/IEC27001及びJIPDECプライバシーマークを取得していること。
- (10) 本件入札に係る入札参加資格確認申請を提出した日から本件の開札日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年10月3日（月）午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁総務課企画係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 令和4年10月7日（金）午前10時から午後5時まで

イ 場所 (1) イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、1(1)の委託業務名及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した入札書及び後記8の入札保証金を封書の上、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の委託業務名及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

#### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### 9 その他

#### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

#### (2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

#### イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

#### ウ 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

#### (3) 苦情申立て

本件調達手續において、参加資格の確認その他の手續に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手續(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手續の停止等を行うことがある。

### 10 Summary

#### (1) Nature and quantity of the products and services to be procured:

Contract for NEIN System Construction

(2) Time and place of bidding:  
10:00a.m. Tuesday, October 11, 2022,  
Niigata Prefectural Office Building, Bidding Room  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan

(3) For more information, contact:  
Planning Section  
General Affairs Division  
Bureau of Education  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
携帯電話による移動通信サービスの提供 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約方式  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和4年7月15日
- 5 落札者の氏名及び住所  
KDDIまとめてオフィス株式会社ソリューション新潟支店  
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077
- 6 落札価格  
17,199,072円
- 7 入札公告日  
令和4年6月3日
- 8 落札方式  
最低価格

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表第4</b> （第43条関係）				<b>別表第4</b> （第43条関係）			
1（略）				1（略）			
2（略）				2（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
株式会社NST新潟	1			株式会社テレビ新	1		
総合テレビ				潟放送網			
株式会社新潟テレビ	1			株式会社新潟テレビ	1		
ビ二十一				ビ二十一			
3（略）				3（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社NST新潟	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
総合テレビ							
株式会社テレビ新	1			株式会社NST新潟	1		
潟放送網				総合テレビ			
株式会社新潟テレビ	1			株式会社テレビ新	1		
ビ二十一				潟放送網			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	------------	--------------	------------	-------

江村大輔後援会	江村大輔	江村敏和	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁7996番地1	R4.06.03
加藤秀之後援会	小林克太郎	石黒美樹	新潟県見附市新潟町1012	R4.07.07
金子照夫とながおかを明るくする会	金子照夫	金子照夫	新潟県長岡市青葉台三丁目19-4	R4.07.12
城戸陽二後援会	城戸陽二	涌井大輔	新潟県妙高市大字田口1182番地1	R4.07.11
樹・楊枝の会	長崎一男	涌井大輔	新潟県妙高市大字田口1182番地1	R4.07.11
近藤隆行後援会	近藤隆行	漆原道夫	新潟県燕市粟生津39	R4.07.19
さいとう和也後援会	齋藤和也	齋藤和也	新潟県燕市小池5653	R4.07.29
坂上たかお後援会	坂上隆夫	坂上健一	新潟県胎内市夏井292	R4.06.27
佐藤耕一後援会	佐藤耕一	佐藤耕吾	新潟県新潟市中央区鳥屋野3丁目1-11	R4.06.13
青友会	青柳正司	青柳正司	新潟県新潟市北区白新町3丁目9-9	R4.06.20
チーム津南	桑原雅之	桑原厚子	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡己2833	R4.05.27
西村くにあき後援会	西村邦明	丸山武男	新潟県三条市本町4丁目6番32号	R4.07.22
三澤寛人と長岡の未来を考える会	三澤寛人	三澤寛人	新潟県長岡市関原町1-1014-3	R4.07.20
水戸部吉成後援会	水戸部吉成	水戸部恵	新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮濁2562	R4.06.02
宮川大樹後援会「大樹会」	早津輝男	波平敏幸	新潟県上越市柿崎区下小野273-1	R4.06.06

◎新潟県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党浦川原区支部	石田裕一	主たる事務所の所在地	新潟県上越市浦川原区横川406	新潟県上越市浦川原区虫川1675	R4.05.16
		会計責任者の氏名	松苗正行	平原悦郎	R4.05.16
自由民主党たばこ耕政連新潟県支部	川上明穂	会計責任者の氏名	松村和重	矢田義彦	R4.05.15
自由民主党津川支部	澤野修	会計責任者の氏名	山下啓一	豊島京子	R3.04.01
自由民主党豊浦支部	菊田達夫	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市切梅825	新潟県新発田市吉浦239	R4.06.16
		代表者の氏名	菊田達夫	榎本正彦	R4.06.16
自由民主党新潟県第一選挙区支部	塚田一郎	会計責任者の氏名	木之本かづ美	河原正和	R4.07.27
自由民主党新潟県第五選挙区支部	泉田裕彦	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市千歳3丁目2-33	新潟県長岡市長町1-3-4	R4.05.08
自由民主党新潟支部	塚田一郎	代表者の氏名	塚田一郎	小島隆	R4.06.16
立憲民主党新潟県総支部連合会	大淵健	代表者の氏名	大淵健	飯田真紀子	R4.07.24

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛する五泉・村松に新しい風の会	田中徳男	主たる事務所の所在地	新潟県五泉市三本木2-2-10	新潟県五泉市村松甲2244	R4.06.22
明るく元気な力強い南区をめざす会	広野徳親	代表者の氏名	広野徳親	太田護	R3.03.30
イーグル会	鷲尾英一郎	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市蓮潟5丁目1-72	新潟県燕市秋葉町4-12-20	R4.03.20
イチロー会	渡辺惇夫	会計責任者の氏名	木之本かづ美	河原正和	R4.07.27
稲田亮後援会	山田文知	代表者の氏名	山田文知	加藤秀之	R4.07.06
おおふち健を育てる会	大淵健	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区小針3-22-8-202	新潟県新潟市西区小針2-41-11-2F	R4.06.01
柏崎市刈羽郡医師連盟	杉本不二雄	代表者の氏名	杉本不二雄	高木秋夫	R4.06.23
		会計責任者の氏名	中澤俊郎	杉本不二雄	R4.06.23
小島義徳後援会	小島義徳	会計責任者の氏名	小島良栄	樋口正延	R3.12.24
小杉たけひと後援会	小杉武仁	会計責任者の氏名	藤島ゆかり	小杉希未佳	R4.03.22
三条市医師連盟	田中吉明	代表者の氏名	田中吉明	水野春芳	R4.07.12
		会計責任者の氏名	藤崎俊之	山田聰	R4.07.12
新発田北蒲原医師連盟	佐々木亮	代表者の氏名	佐々木亮	笹川康夫	R4.06.06
		会計責任者の氏名	松澤眞	佐々木亮	R4.06.06
たきざわ亮後援会	滝沢亮	主たる事務所の所在地	新潟県三条市興野1-14-34	新潟県三条市荒町2-3-32	R4.03.25
田辺まさゆき後援会	田邊正幸	主たる事務所の所在地	新潟県五泉市旭町3-45	新潟県五泉市郷屋川2-3-5	R4.06.01
塚田一郎後援会	塚田一郎	会計責任者の氏名	木之本かづ美	河原正和	R4.07.27
長岡市医師連盟	草間昭夫	会計責任者の氏名	田中晋	小林徹	R4.06.01
中村こう後援会	伊藤良裕	会計責任者の氏名	中村雅子	田中聡	R3.04.30
新潟県中小企業政治連盟	浜田忠博	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区臨港町3丁目4914番地593	新潟県新潟市中央区和合町2丁目4番18号	R4.06.23
		代表者の氏名	浜田忠博	堀一	R4.06.23
新潟県ビルメンテナンス政治連盟	山田茂孝	代表者の氏名	山田茂孝	小池完治	R4.05.27
はなずみ英世後援会	福田勝之	会計責任者の氏名	飯平喜文	加藤武夫	R4.07.11
牧田まさきと新しい県政をつくる会	牧田正樹	代表者の氏名	牧田正樹	水澤俊彦	R4.06.15
松野けんいちろうを育てる会	猪俣和樹	代表者の氏名	猪俣和樹	小越昭	R4.06.01
		会計責任者の氏名	青柳克矢	猪股和樹	R4.06.01
水戸部吉成後援会	水戸部吉成	主たる事務所の所在地	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1639-10	新潟県北蒲原郡聖籠町蓮潟2562	R4.06.26

宮川大樹後援会「大樹会」	早津輝雄	会計責任者の氏名	波平敏幸	宮川正子	R3. 12. 31
もりやま一理後援会	坂中春信	代表者の氏名	坂中春信	金子勝男	R4. 07. 23
理想会	丸山智	政治団体の名称	理想会	泉田裕彦連合後援会	R4. 06. 21
渡辺りゅうご後援会	齋藤真一郎	会計責任者の氏名	中村広志	中川富士夫	R4. 03. 12

◎新潟県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐藤耕一後援会	佐藤耕一	H20. 12. 31
青友会	青柳正司	H23. 12. 31
日本共産党岡村雅夫後援会	山口将治	R4. 03. 31
のぎき正志後援会	野崎正志	R4. 06. 15
牧田まさき後援会	水澤俊彦	R4. 06. 15
宮川大樹後援会「大樹会」	早津輝雄	R3. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

平成19年分 (単位 円)

[その他の団体]

佐藤耕一後援会

報告年月日 04. 06. 13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平成20年分

[その他の団体]

佐藤耕一後援会

報告年月日 04. 06. 13(20. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0



平成23年分

[その他の団体]

青友会

報告年月日 04.06.07(23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和3年分

[その他の団体]

宮川大樹後援会「大樹会」

報告年月日 04.06.06(03.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
城戸陽二	市長	城戸陽二後援会	新潟県妙高市田口1182番地1	R4.07.11
近藤隆行	市議会議員	近藤隆行後援会	新潟県燕市粟生津39	R4.07.19
牧田正樹	県議会議員	牧田まさきと新しい県政をつくる会	新潟県上越市土橋1669-4-102	R4.06.15
水戸部吉成	町長	水戸部吉成後援会	新潟県北蒲原郡聖籠町蓮潟2562	R4.06.02

◎新潟県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大淵健	おおふち健を育てる会	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区小針3-22-8-202	新潟県新潟市西区小針2-41-11-2F	R4.06.01
滝沢亮	たきざわ亮後援会	主たる事務所の所在地	新潟県三条市興野1-14-34	新潟県三条市荒町2-3-32	R4.03.25

野澤朗	上越の未来創造 実践研究所	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市本町 2丁目2番27号	新潟県上越市新光 町1丁目8番8号	R4.03.01
水戸部吉成	水戸部吉成後援 会	主たる事務所 の所在地	新潟県北蒲原郡聖 籠町大字次第浜 1639-10	新潟県北蒲原郡聖 籠町蓮潟2562	R4.06.26
鷺尾英一郎	イーグル会	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市蓮潟 5丁目1-72	新潟県燕市秋葉町 4-12-20	R4.03.20

◎新潟県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
牧田正樹	牧田まさきを支える会	R4.06.15

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 柄 沢 正 三

新潟県監査委員 秋 山 三 枝 子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

企業会計  
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本庁 基幹病院事業会計	令和4年7月1日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

## (土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 流域下水道事業会計	令和4年7月1日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
2 事業所 流域下水道事務所	令和4年6月9日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

## (交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和4年6月30日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和4年6月6日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	同 上

## (企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 共通管理勘定	令和4年7月4日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
電気事業会計	令和4年7月4日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に 関する事項
工業用水道事業会計	令和4年7月4日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業用地造成事業会計	令和4年7月4日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 発電管理センター	令和4年6月9日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	同 上
新潟工業用水道事務所	令和4年6月6日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	同 上
上越利水事務所	令和4年6月8日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	同 上

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 病院事業会計	令和4年7月1日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 1,630件31,625,523円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
2 施設 妙高病院	令和4年5月24日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金(保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く)について、決算日現在、71件1,214,731円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。  (注意事項) 給与に関する事項
中央病院	令和4年6月3日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金(保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く)について、決算日現在、2,936件59,093,937円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。  2 職員が誤って診断書等を別の患者に交付したものが5件、委託業務の職員が誤って小児慢性特定疾病関連書類等を別の患者に交付したものが2件、また、職員が診療情報提供書を他者にFAX送信したものがあった。 令和2年度も病院職員及び委託業者の職員の不注意による個人情報の流出事故が発生しているにもかかわらず、令和3年度においても同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。  (注意事項) 収入事務手続に関する事項
松代病院	令和4年6月6日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
柿崎病院	令和4年6月1日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
十日町病院	令和4年5月26日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金(保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く)について、決算日現在、877件20,407,944円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。  2 患者1名の予約案内票を誤って他患者に渡したものがあったほか、7件の個人情報の流出に関する事案があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。  (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

精神医療センター	令和4年6月3日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、282件9,749,240円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 情報管理に関する事項</p>
加茂病院	令和4年5月30日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
津川病院	令和4年5月25日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
吉田病院	令和4年5月30日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、663件14,418,915円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 会計処理に関する事項</p>
がんセンター新潟病院	令和4年6月7日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、1,180件29,900,664円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
新発田病院	令和4年6月2日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 給与に関する事項</p>
リウマチセンター	令和4年6月2日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、40件1,199,993円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>
坂町病院	令和4年6月7日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、564件8,677,062円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>

正 誤

令和4年7月29日付け県報第57号主要目次及び本文において、新潟県選挙管理委員会告示第97号を選挙管理員会規程第11号とする。